

農地の転用には

許可が必要です!



農地の転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、財部支所の農業委員会事務局、本庁の末吉分室、大隅支所の大隅分室で、受け付けております。

4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請・・・他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅を建築するため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金となります。

※ 4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。なお、山林転用の場合は、植林後5年ほど経過しないと地目変更ができないこともあります。